破産手続廃止

平成２３年（フ）第９９８号
名古屋市熱田区白鳥２丁目５番６号
破産者　伊藤　紀子
1　決定年月日　平成23年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産者から破産法218条１項１号による破産手続廃止の申立てがあったので、これを相当と認める。
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第８９号
富山県高岡市下黒田798番地９　ベルクレール黒田102号、旧住所富山県射水市三ケ2761番地　フルール小杉103
破産者　くつろぎや一休こと　寺井　　登
1　決定年月日　平成23年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２３年（フ）第１９７４号
札幌市白石区本郷通12丁目北５番23号　ビバリー南郷102号
破産者　齋藤　雅文
1　決定年月日　平成23年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０７号
福島県岩瀬郡鏡石町旭町192番地２　サン・コーポラス鏡石１号棟502号
破産者　田﨑　正人
1　決定年月日　平成23年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第２２２号
静岡県裾野市御宿1522番地の１　グランボア203
破産者　荻田　正恵
1　決定年月日　平成23年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第７１１号
愛知県常滑市久米字西郷81番地の８
破産者　原田　久夫
1　決定年月日　平成23年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１０９７号
愛知県清須市土器野205番地６
破産者　森屋　千絵
1　決定年月日　平成23年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２３３４号
名古屋市名東区高社２丁目161番地　メゾン大丸102号
破産者　石尾　将憲
1　決定年月日　平成23年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２３８５号
愛知県小牧市大字北外山2735番地２　県営北外山住宅７棟202号
破産者　佐藤建築こと　佐藤　政雄
1　決定年月日　平成23年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２８４号
愛知県岡崎市戸崎町字藤狭８番地149
破産者　岡田　龍司
1　決定年月日　平成23年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第４５５号
神奈川県座間市広野台１丁目42番36―104号　リバティパレス相武台前
破産者　菊池　裕一
1　決定年月日　平成23年12月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第５０号
長野県飯田市羽場赤坂2028番地78
破産者　奥山藤四郎
1　決定年月日　平成23年12月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２３年（フ）第１４６号
宮崎県都城市安久町4315番地２
破産者　鬼束　雅智
1　決定年月日　平成23年12月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第６号
熊本県山鹿市鹿本町来民2314番地
破産者　田尻　智明
1　決定年月日　平成23年12月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２２年（フ）第５６８号
宮崎市大塚台西３丁目51番地35
破産者　畑　　宏明
1　決定年月日　平成23年12月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１０８号
宮崎県都城市高城町穂満坊44番地２
破産者　前田　哲也
1　決定年月日　平成23年12月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第８５３号
熊本県合志市須屋1421番地１
破産者　佐伯　俊彦
1　決定年月日　平成23年12月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第６５２号
宮崎県児湯郡新富町大字新田11336番地
破産者　丹　　邦敏
1　決定年月日　平成23年12月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係